

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 2月26日
照会部署名 南関東ブロック本部相談給付支援部
サービス推進・お客様相談グループ
照会担当者 (一般職) 青木 啓
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 櫻本

(案件)

(受付番号) No. 2010-293	厚生年金が最高等級の被保険者が協会管掌である場合と組合管掌である場合で厚生年金標準報酬月額に差異が生じることについて
------------------------	--

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

厚生年金が最高等級の被保険者が協会管掌である場合と組合管掌である場合で厚生年金標準報酬月額に差異が生じることについて、社労士事務所より取扱の妥当性及び根拠を質問されました。厚生年金保険法上、協会管掌の取扱については、問題があると思います。本部としての見解をお願いします。

例 従前 厚生620千円 健保620千円 6月に固定的賃金UP
4・5・6月の平均は、標準報酬590千円となる算定基礎届
6・7・8月の平均は、標準報酬680千円となる月額変更届

◎健康保険組合加入の場合

算定基礎届を年金事務所へ

9月額変更届を健康保険組合へ

結果 9月からの標準報酬月額 厚年590千円 健保680千円となる。

◎協会へ加入の場合

9月額変更届を年金事務所へ

結果 9月からの標準報酬月額 厚年620千円 健保680千円となる。

健康保険法第四十一条第一項 厚生年金保険法第二十一条第三項

※疑義照会内容については厚生年金適用支援グループ確認済です。

(回答)

健康保険組合においては次のような取扱いをしているものと思料する。

従前の標準報酬月額が620千円と決定されていた者の今年度の4, 5, 6月の報酬の平均額が590千円であった。これに基づき算定基礎届を提出することにより、9月以降の標準報酬月額については健康保険・厚生年金保険ともに590千円とされる。

一方で、この者の固定的賃金が6月に上昇した場合は、6, 7, 8月の報酬の平均額が680千円であったため、6月を起算月としての9月改定の月額変更届を提出することとなり、保険者においては680千円を元に隨時改定することとなる。

健康保険に関しては上限等級が1210千円であるので前年の定時決定時の標準報酬月額の620千円から680千円への改定となる。

他方、厚生年金保険に関しては9月改定の月額変更届として届出された報酬月額の平均は680千円ではあるが、厚生年金保険の等級の上限は620千円であることから、620千円をもって隨時改定に該当するかを判断することとなるが、従前等級も620千円であるため隨時改定不該当となる。そこで、今年度提出された算定基礎届の結果が反映されることとなり、厚生年金保険に関しては9月以降590千円と決定される。

上記取扱いの妥当性については、厚生労働省年金局事業管理課より次のような回答を得ている。

定時決定は本来的に7月1日現在において行なわれ、これにより定められた標準報酬月額を9月1日から実施するものである。ここで健康保険法第41条第3項及び厚生年金保険法第21条第3項において、「7月から9月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。」と規定されている。この改定されるべき被保険者に該当するものであり、標準報酬月額の実質的変更はないが、厚生年金保険についても隨時改定が適用され、標準報酬月額が決定されることとなる。(厚生労働省年金局事業管理課からの回答は別添のとおり。)

ご照会の件に関しても、9月の標準報酬月額については健康保険680千円、厚生年金保険620千円と決定することとなる。なお、組合管掌の事業所に関する事務の取扱いについては関係機関と調整に時間を要するため、調整が整い次第、別途連絡することとした。

回答日 平成23年3月25日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一般) 柿崎 光政
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	坂東
----------------------------------	----

(様式第3)

疑義照会(回答)票 (厚生労働省)

照会日 平成22年10月15日
照会部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
照会担当者 (役職名) 柿崎 光政
連絡先 [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 山上

(案件)

(受付番号) No. 0000-000	厚生年金が最高等級の被保険者が協会管掌である場合と組合管掌である場合で厚生年金標準報酬月額に差異が生じることについて
------------------------	--

(内容)

南関東ブロック本部から以下の照会がありましたので照会いたします。

厚生年金が最高等級の被保険者が協会管掌である場合と組合管掌である場合で厚生年金標準報酬月額に差異が生じることについて、社労士事務所より取扱の妥当性及び根拠を質問されました。厚生年金保険法上、協会管掌の取扱については、問題があると思います。本部としての見解をお願いします。

例 従前 厚生620千円 健保620千円 6月に固定的賃金UP
4・5・6月の平均は、標準報酬590千円となる算定基礎届
6・7・8月の平均は、標準報酬680千円となる月額変更届

◎健康保険組合加入の場合

算定基礎届を年金事務所へ

9月額変更届を健康保険組合へ

結果 9月からの標準報酬月額 厚年590千円 健保680千円となる。

◎協会へ加入の場合

9月額変更届を年金事務所へ

結果 9月からの標準報酬月額 厚年620千円 健保680千円となる。

健康保険法第四十一条第一項 厚生年金保険法第二十一条第三項

(日本年金機構回答)

本事例の問題点は、根本的には、健康保険の保険者の違いにより厚生年金保険法上の標準報酬月額に差異が生じぬようにするため、厚生年金保険法上の標準報酬月額をどのように決定すべきか、ということである。

昭和36年1月26日付け保発第4号によると「昇給又は降給によって健康保険法第三条第四項又は厚生年金保険法第二十四条第一項の規定により算定した額（以下「算定月額」という。）による等級と現在の等級との間に二等級以上の差を生じた場合」には隨時改定が行われるとされており、厚生年金保険法上の標準報酬月額の隨時改定に関し、必ずしも厚生年金保険法の標準報酬月額に二等級以上の差が生じる必要はなく、隨時改定された健康保険法上の標準報酬月額との間に二等級以上の差が生じた場合には隨時改定に該当するものと思料する。

本事例の場合、9月に健康保険法上の随时改定が行われることから、厚生年金保険法上の標準報酬月額に関しても同様に随时改定が行われるものと思料する。

(厚生労働省回答)

定期改定は本来的に7月1日現在において行われ、これにより定められた標準報酬を9月1日から実施するものである。ここで健康保険法第41条第3項及び厚生年金保険法第21条第3項において、「7月から9月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。」と規定されている。この改定されるべき被保険者に該当するものであり、標準報酬の実質的変更はないが、厚生年金についても随时改定が適用され、標準報酬月額が決定されることとなる。

回答日	平成23年2月15日
回答部署名	厚生労働省年金局事業管理課
回答作成者	(係員) 高梨 大輔
連絡先	[REDACTED]
メールアドレス	[REDACTED]

事業管理課長の確認

渡辺(代理)